

亀山市告示第150号

亀山市生活困窮者家計改善支援事業要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月23日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者家計改善支援事業要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者家計改善支援事業要綱（平成27年亀山市告示第134号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 家計改善支援事業の対象者は、 亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年亀山市告示第133号）に規定する自立相談支援事業において、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善又は家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と認められた者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第55条の11第1項に規定する特定被保護者であつて、</u> <u>本事業の利用を希望するもの</u>（以下「相談者」という。）とする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 家計改善支援事業の対象者は、 亀山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年亀山市告示第133号）に規定する自立相談支援事業において、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善又は家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と認められた者（以下「相談者」という。）とする。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。